

アーツカウンシル金沢  
令和5年度 文化芸術活動広報小口支援 募集要項

本支援は金沢市における文化芸術活動の発信強化を図るため、個人・団体の文化芸術事業の広報活動に対して小額の助成金を交付するものです。

## 1. 対象者

金沢市在住者もしくは、金沢市内を活動拠点とする個人・団体

## 2. 対象事業

### (1) 金沢市内及び近郊における芸術創造活動

金沢市内及び近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で実施し、一般に公開される公演・展示・アートプロジェクトその他の創造活動にかかる事業

### (2) 申請者自身の芸術創造活動プロモーション制作

一般に公開される申請者自身の公演・展示・アートプロジェクトその他の創造活動の広報を目的とした事業（ただし、金沢市内及び近郊（白山市、かほく市、野々市市、津幡町、内灘町）で撮影・制作されるものに限ります。）

## 3. 助成金額：上限 30,000 円

※対象経費：広報活動に関する費用（印刷製本費、ウェブ制作費、デザイン費など）

※助成金額：対象経費の 1/2（1,000 円未満は切り捨て）

## 4. 対象期間

令和5年6月1日から令和6年3月31日までに実施する事業

（プロモーション制作については、一般への公開開始日）

※以下に該当する事業は対象外となります。

金沢市及び金沢市外郭団体の主催・共催事業／金沢市及び金沢市外郭団体から助成を受けているもの／専ら営利を目的とするもの／政治的又は宗教的な宣伝意図を持つもの／慈善事業への寄付行為を目的とするもの／特定の団体・企業の宣伝を目的とするもの／教室の行う稽古事や習い事の発表会、その他特定の会員を対象とするもの／学校のクラブ活動その他学校教育に関係するもの／第三者の著作権、肖像権、商標権、所有権、その他の権利を侵害するもの、またはそのおそれがあると認められるもの／安全対策等、開催に際して不備の認められるもの／公序良俗に反するもの

## 5. 申請方法

所定の申請書に必要事項を記載し、受付期間内に必要な添付資料を併せて送付、または持参してください。

《令和5年度受付期間》令和5年4月1日から令和6年2月28日まで

※毎月末日〆切（必着）

※持参の場合は平日（9時～17時45分）のみ受付します。

※申請書はアーツカウンシル金沢ウェブサイトからダウンロードできます。

## 6. 採択

申請内容の確認後、申請書受付の翌月初旬に以下の審査基準を考慮し評価、採択します。結果は速やかに申請者に通知します。

### 審査基準

① 文化芸術活動の新たな可能性や多様性を提示する取り組みかどうか

② 文化芸術活動の発展や裾野の拡大に資する取り組みかどうか

③ 文化芸術活動をととした社会課題への優れた取り組みかどうか

採択の可否は審査終了後、申請者へメールで連絡するほか、アーツカウンシル金沢ウェブサイト内でも発表します。（採択件数：各期間ごとに5～10件程度）

※必要に応じて審査前に内容確認のためのヒアリングを行う場合があります。

※採択は1申請者につき年度内1回までとします。

## 7. ロゴマークの掲載

採択された事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・プログラム等の印刷物、広報用のウェブページなどに「助成：アーツカウンシル金沢」の記載、およびロゴマークを掲載していただきます。



## 8. 支援金交付

ロゴマークの掲載された広報印刷物等および所定の終了報告書を送付もしくは持参してください。提出された日の翌月末までに指定の口座に振り込みます。

## 9. 留意事項

採択者は、当該広報活動に関する収入・支出の内容を証する関係書類を5年間保管してください。また、必要に応じて、活動の状況・実績等を調査する場合があります。

## 10. 申請先・問い合わせ先

アーツカウンシル金沢（受付：平日9時～17時45分）

〒920-0999 金沢市柿木畠1番1号 金沢市第二本庁舎2階

TEL：076-223-9898／FAX: 076-261-5233 TEL：076-223-9898

E-mail：[council@kanazawa-arts.or.jp](mailto:council@kanazawa-arts.or.jp)

WEB：<https://www.kanazawa-arts.or.jp>